

○ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（抄）（第十条関係）
 【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（介護扶助） 第十五条の二 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者をいう。第三項において同じ。）に対して、第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第四項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第六項において同じ。）に対して、第五号から第九号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第八号及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第十五条の四十五第一項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）</p> <p>九 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第三項に規定する</p>	<p>（介護扶助） 第十五条の二 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者をいう。第三項において同じ。）に対して、第一号から第四号まで及び第八号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第四項に規定する要支援者をいう。第六項において同じ。）に対して、第五号から第八号までに掲げる事項の範囲内において行われる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>八 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の第二項に規定する介護予防訪問介護、同条第三項に規定する介護</p>

介護予防訪問看護、同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第六項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第七項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第八項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

6 第一項第五号及び第八号に規定する介護予防支援計画とは、居室において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（第三十四条の二第二項及び第五十四条の二第一項において「地域包括支援センター」という。）の職員のうち同法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。

7 第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

予防訪問入浴介護、同条第四項に規定する介護予防訪問看護、同条第五項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第六項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第七項に規定する介護予防通所介護、同条第八項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第九項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第十項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十一項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

6 第一項第五号に規定する介護予防支援計画とは、居室において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（第三十四条の二第二項及び第五十四条の二第一項において「地域包括支援センター」という。）の職員のうち同法第八条の二第十八項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。

（新設）

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 (略)

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護(第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。)、福祉用具の給付、施設介護、介護予防(同条第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援(同条第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第一項において同じ。)の給付は、介護機関(その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画(第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。))を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。)、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画(第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。))を作成する者、その事業として同法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。))をいう。以下同じ。)並びに介護予防・日常生活支援事業者(その事業として同法第一百五十一条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。))であつて、第五十四条の二第二項の規定により指定を受けたもの(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。))にこれを委託して行うものとする。

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 (略)

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護(第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。)、福祉用具の給付、施設介護、介護予防(同条第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。))及び介護予防福祉用具の給付は、介護機関(その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画(同条第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。))を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。)、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画(第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。))を作成する者並びにその事業として同法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。))をいう。以下同じ。)であつて、第五十四条の二第二項の規定により指定を受けたもの(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。))にこれを委託して行うものとする。

3 (略)

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

2・3 (略)

4 第四十九条の二(第二項第一号を除く。)の規定は、第一項の指定(介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。)について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)を除く。)について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。)」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規

3 (略)

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介護予防福祉用具販売事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。

2・3 (略)

4 第四十九条の二(第二項第一号を除く。)の規定は、第一項の指定について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。)」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」

定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 | 第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第一号、第八号及び第十号を除く。）、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第四十九条の二第二項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」

とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(告示)

第五十五条の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

一 (略)

二 第五十条の二（第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

三 第五十一条第一項（第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退があつたとき。

四 第五十一条第二項（第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定によ

(告示)

第五十五条の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

一 (略)

二 第五十条の二（第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

三 第五十一条第一項（第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退があつたとき。

四 第五十一条第二項（第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第四十九条

り第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取り消したとき。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第八十四条の四 第五十四条第一項(第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 (略)

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項(第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第五十五条の五若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項(要保護者が違反した場合を除く。)、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

別表第二(第五十四条の二関係)

、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取り消したとき。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第八十四条の四 第五十四条第一項(第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 (略)

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項(第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第五十五条の五若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項(要保護者が違反した場合を除く。)、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

別表第二(第五十四条の二関係)

(略)	(略)	(略)
介護予防・日常生活支援事業者	介護保険法第百十五條の四十五の三第一項の指定	同法第百十五條の四十五の九の規定による同法第百十五條の四十五の三第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五條の四十五の六第一項の規定により同法第百十五條の四十五の三第一項の指定の効力が失われたとき。

別表第三（第八十四条の五関係）

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村	第十九條第一項から第五項まで、第二十四條第一項及び第三項（これらの規定を同條第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項、第二十五條第一項及び第二項、第二十六條、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二項及び第五項、第二十九條、第三十條から第三十七條の二まで（第三十條第二項及び第四項並びに第三十三條第三項を除く。）、第四十七條第一項、第四十八條第四項、第五十三條第四項（第五十四條の二第四項及び第五項並びに第五十五條の二において準用する場合を含む。）、第五十五條の四、第五十五條の五、第六十一條、第六十二條第三項及び第四項、第六十三條、第七十六條第一項、第七十七條
----------------------	---

(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

別表第三（第八十四条の五関係）

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村	第十九條第一項から第五項まで、第二十四條第一項及び第三項（これらの規定を同條第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項、第二十五條第一項及び第二項、第二十六條、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二項及び第五項、第二十九條、第三十條から第三十七條の二まで（第三十條第二項及び第四項並びに第三十三條第三項を除く。）、第四十七條第一項、第四十八條第四項、第五十三條第四項（第五十四條の二第四項及び第五十五條の二において準用する場合を含む。）、第五十五條の四、第五十五條の五、第六十一條、第六十二條第三項及び第四項、第六十三條、第七十六條第一項、第七十七條第二項、第七
----------------------	---

都道府県	<p>第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条</p>
<p>第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第二項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十五条の三、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十八条、第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第</p>	<p>十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条</p> <p>第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第一項、第五十五条の三、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十八条、第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで</p>

(略)

(略)

五十八条第二項から第四項まで

(略)

(略)

改正案	現行
<p>(介護扶助) 第十五条の二 (略)</p> <p>2 前項第一号に規定する居宅介護とは、介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第四項に規定する訪問看護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション、同条第六項に規定する居宅療養管理指導、同条第七項に規定する通所介護、同条第八項に規定する通所リハビリテーション、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十項に規定する短期入所療養介護、同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する福祉用具貸与、同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護、同条第十八項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十三項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービス及び同条第二十八項に規定する介護保健施設サービスをいう。</p>	<p>(介護扶助) 第十五条の二 (略)</p> <p>2 前項第一号に規定する居宅介護とは、介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第四項に規定する訪問看護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション、同条第六項に規定する居宅療養管理指導、同条第七項に規定する通所介護、同条第八項に規定する通所リハビリテーション、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十項に規定する短期入所療養介護、同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する福祉用具貸与、同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第十七項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十二項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十六項に規定する介護福祉施設サービス及び同条第二十七項に規定する介護保健施設サービスをいう。</p>

5～7 (略)

(実施機関)

第十九条 (略)

2 (略)

3 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助(施設介護(第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。))に限る。)を介護老人福祉施設(介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

4～7 (略)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 地域密着型介護老人福祉施設(介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設(同条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)(において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規

5～7 (略)

(実施機関)

第十九条 (略)

2 (略)

3 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助(施設介護(第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。))に限る。)を介護老人福祉施設(介護保険法第八条第二十六項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

4～7 (略)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 地域密着型介護老人福祉施設(介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設(同条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)(において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規

定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設の管理者に対して交付することができる。

5 (略)

別表第二(第五十四条の二関係)

その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者	(略)	(略)
介護保険法第四十条の二第一項本文の指定(同法第八十二条第二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。)	介護保険法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十若しくは同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十若しくは同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあ

定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設の管理者に対して交付することができる。

5 (略)

別表第二(第五十四条の二関係)

その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者	(略)	(略)
介護保険法第四十条の二第一項本文の指定(同法第八十一条に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。)	介護保険法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十若しくは同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十若しくは同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあ

<p>域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第八條第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八條の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）</p>	<p>つたとき、又は同法第七十八條の十二において読み替えて準用する同法第七十條の第二項の規定により同法第四十條の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>
<p>介護保険法第七十八條の十二において読み替えて準用する同法第七十二條第一項の規定により同法第四十二條の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第八條第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八條の十五</p>	<p>同法第七十八條の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八條の十若しくは同法第七十八條の十二において読み替えて準用する同法第七十二條第二項の規定による同法第四十二條の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八條の十二において読み替えて準用する同法第七十條の第二項若しくは第七十二條第二項の規定により同法第四十二條の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>

<p>域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第八條第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八條の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）</p>	<p>つたとき、又は同法第七十八條の十二において読み替えて準用する同法第七十條の第二項の規定により同法第四十條の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>
<p>介護保険法第七十八條の十二において読み替えて準用する同法第七十二條第一項の規定により同法第四十二條の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第八條第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八條の十五</p>	<p>同法第七十八條の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八條の十若しくは同法第七十八條の十二において読み替えて準用する同法第七十二條第二項の規定による同法第四十二條の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八條の十二において読み替えて準用する同法第七十條の第二項若しくは第七十二條第二項の規定により同法第四十二條の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>

(略)		
(略)	(略)	第二項に規定する 指定期間開始時 有効指定を除く。)
(略)	(略)	

(略)		
(略)	(略)	第二項に規定する 指定期間開始時 有効指定を除く。)
(略)	(略)	

○ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）（第十二条関係）
 【公布日・平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由） 第四条 次に掲げる者には、前条の規定による免許（第二十条第二号を除き、以下「免許」という。）を与えないことがある。</p> <p>一 心身の障害により診療放射線技師の業務（第二十四条の二各号に掲げる業務を含む。同条及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。）を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 （略）</p> <p>（画像診断装置を用いた検査等の業務） 第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。</p> <p>一 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うこと。</p> <p>二 第二条第二項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの（医師又は歯科医師</p>	<p>（欠格事由） 第四条 次に掲げる者には、前条の規定による免許（第二十条第二号を除き、以下「免許」という。）を与えないことがある。</p> <p>一 心身の障害により診療放射線技師の業務（第二十四条の二に規定する業務を含む。同条及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。）を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 （略）</p> <p>（画像診断装置を用いた検査の業務） 第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うことを業とすることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うこと。

(業務上の制限)

第二十六条 (略)

2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)

その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき(前号に掲げる場合を除く。)

(業務上の制限)

第二十六条 (略)

2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

(新設)

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

○ 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）（抄）（第十三条関係）
 【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章～第五章（略） 第五章の二 雑則（第二十七条の二） 第六章（略） 附則（略）</p> <p>（指定登録機関の指定）</p> <p>第九条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、歯科技工士の登録の実施及びこれに関連する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>3 厚生労働大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。</p> <p>二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。</p> <p>4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当す</p>	<p>目次 第一章～第五章（略） 第五章の二 雑則（第二十七条の二・第二十七条の三） 第六章（略） 附則（略）</p> <p>（新設）</p>

るときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第九条の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定登録機関の役員及及び解任)

第九条の三 指定登録機関の役員は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第九条の五第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員を解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第九条の四 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第九条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受

(新設)

(新設)

けた後遅滞なく)、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)

第九条の五 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不相当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、当該登録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(規定の適用等)

第九条の六 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条及び第六条第二項(第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第五条中「厚生労働省」とあるのは、「指定登録機関」と、第六条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「指定登録機関」と、「免許を与えたときは、歯科技工士免許証(以下「免許証」という。)」とあるのは、「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に歯科技工士免許証明書」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、歯科技工士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者又は歯科技工士免

(新設)

(新設)

許証明書（以下「免許証明書」という。）の書換交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

（秘密保持義務等）

第九条の七 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（帳簿の備付け等）

第九条の八 指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

（監督命令）

第九条の九 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告）

第九条の十 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、厚生労働省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

る。

(立入検査)

- 第九条の十一 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

- 第九条の十二 指定登録機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

- 第九条の十三 厚生労働大臣は、指定登録機関が第九条の二第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第九条の二第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

- 二 第九条の三第二項、第九条の五第三項又は第九条の九の規定による命令に違反したとき。

(新設)

(新設)

(新設)

三 第九条の四又は前条の規定に違反したとき。

四 第九条の五第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第九条の十四 第九条の二第一項、第九条の三第一項、第九条の四第一項、第九条の五第一項又は第九条の十二の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができ

る。
2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第九条の十五 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

(厚生労働大臣による登録事務の実施等)

第九条の十六 厚生労働大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関が第九条の十二の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第九条の十三第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他

(新設)

(新設)

(新設)

の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第九条の十七 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第九条の二第一項の規定による指定をしたとき。
- 二 第九条の十二の規定による許可をしたとき。
- 三 第九条の十三の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(政令及び厚生労働省令への委任)

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、歯科技工士名簿の登録、訂正及び消除、免許証又は免許証明書の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関する事項は政令で、第九条の十六第二項の規定により厚生労働大臣が登録事務の全部又は一部を行う場合における登録事務の引継ぎその他指定登録機関に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

(試験の実施)

第十二条 (略)

(削除)

(新設)

(政令への委任)

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、歯科技工士名簿の登録、訂正及び消除、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関する事項は、政令で定める。

(試験の実施)

第十二条 (略)

2 前項の規定により厚生労働大臣が行う試験に関する事務の全部又は一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(削除)

(歯科技工士試験委員)

第十二条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省に置く歯科技工士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)に、試験の問題の作成及び採点を行わせる。

2 試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(不正行為の禁止)

第十三条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

(試験の無効等)

第十五条 厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料)

第十五条の二 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で

3 厚生労働大臣は、歯科医師試験委員に、前項の規定によつて都道府県知事が行うこととされた事項を除くほか、試験問題の作製、採点その他試験の施行に関して必要な事務をつかさどらせるものとする。

(新設)

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十三条 歯科医師試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(不正行為の禁止)

第十五条 試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(新設)

(新設)

定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

- 2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

- 第十五条の三 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

- 2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行うとする者の申請により行う。

(指定試験機関の歯科技工士試験委員)

- 第十五条の四 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を歯科技工士試験委員（次項及び第三項並びに次条並びに第十五条の七において読み替えて準用する第九条の三第二項及び第九条の七において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

- 2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

- 3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

- 第十五条の五 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

(受験の停止等)

(新設)

(新設)

(新設)

第十五条の六 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十五条及び第十五条の二第一項の規定の適用については、第十五条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第十五条の六第一項」と、第十五条の二第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十五条の二第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(準用)

第十五条の七 第九条の二第三項及び第四項、第九条の三から第九条の五まで並びに第九条の七から第九条の十七までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、第九条の二第三項中「第一項」とあり、並びに第九条の四第一項、第九条の十、四第一項及び第九条の十七第一号中「第九条の二第一項」とあるのは「第十五条の三第一項」と、第九条の二第三項各号及び第四項第二号、第九条の七から第九条の九まで、第九条の十二（見出しを含む。）、第九条の十五、第九条の十六（見出しを含む。）並びに第九条の十七第三号及び第四号中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、第九条の二第三項中「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第十五条の三第二項の申請」と、第九条の三の見出し中「役員」とあるのは「役員等」と、同条第二項及び第九条の七中「役員」とある

(新設)

(新設)

のは「役員（試験委員を含む。）」と、同項、第九条の五（見出しを含む。）及び第九条の十三第三項第四号中「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第九条の三第二項中「登録事務に」とあるのは「試験事務に」と、第九条の五第一項及び第三項並びに第九条の十三第二項中「登録事務の」とあるのは「試験事務の」と、同項第三号中「又は前条」とあるのは「前条又は第十五条の四」と、同項第四号中「登録事務を」とあるのは「試験事務を」と読み替えるものとする。

（政令及び厚生労働省令への委任）

第十六条 この章に規定するもののほか、第十四条第一号又は第二号に規定する歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の指定に関し必要な事項は政令で、試験科目、受験手続、前条において読み替えて準用する第九条の十六第二項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部又は一部を行う場合における試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

第五章の二 雑則

（削除）

第二十七条の二 （略）

第六章 罰則

（政令及び厚生労働省令への委任）
第十六条 この章に規定するもののほか、第十四条第一号又は第二号に規定する歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の指定に関し必要な事項は政令で、試験科目、受験手続その他試験に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

第五章の二 雑則

（事務の区分）

第二十七条の二 第十二条第二項の規定により都道府県が処理することとされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十七条の三 （略）

第六章 罰則

第二十八条 (略)

第二十八条の二 第九条の七第一項(第十五条の七において準用する場合を含む。)の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条の三 第九条の十三第二項(第十五条の七において準用する場合を含む。)の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 第十三条又は第十五条の五の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十二条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の八(第十五条の七において準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第九条の十(第十五条の七において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第九条の十一第一項(第十五条の七において準用する場合を含む。)以下この号において同じ。)の規定による立入り若しく

第二十八条 (略)

(新設)

(新設)

第二十九条 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第九条の十二（第十五条の七において準用する場合を含む）

）の許可を受けないで登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十条第三号又は第三十二条第三号若しくは第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十条第三号又は前条第三号若しくは第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）（抄）（第十四条関係）
 【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（試験の目的） 第十一条 試験は、第二条に規定する検査に必要な知識及び技能（同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの（以下「採血」という。）及び同条に規定する検査のための検体（血液を除く。）を採取する行為で政令で定めるもの（第十二条の二第一項において「検体採取」という。）に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。）について行う。</p> <p>（保健師助産師看護師法との関係） 第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血及び検体採取（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）並びに第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（試験の目的） 第十一条 試験は、第二条に規定する検査に必要な知識及び技能（同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの（以下「採血」という。）に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。）について行う。</p> <p>（保健師助産師看護師法との関係） 第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）及び第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。</p> <p>2 （略）</p>

○ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）（第十五条関係）

【平成二十七年四月一日・平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合）</p> <p>第五十五条 被保険者が第六条第七号に該当するに至つたためその資格を喪失した場合において、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十六項に規定する施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）</p>	<p>（被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合）</p> <p>第五十五条 被保険者が第六条第七号に該当するに至つたためその資格を喪失した場合において、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十五項に規定する施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）</p>

）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）を受けていたときは、その者は、当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病について当該保険者から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。

2 4 (略)

（賦課決定の期間制限）

第一百十条の二 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなつた場合にあつては、当該保険料を課することができることとなつた日とする。）の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）

第一百十六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有

）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）を受けていたときは、その者は、当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病について当該保険者から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。

2 4 (略)

（新設）

（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）

第一百十六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有

していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一〇五（略）

六 介護保険法第八条第十一项に規定する特定施設への入居又は同条第二十五項に規定する介護保険施設への入所

2・3（略）

附則

（指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例）

第五条の二 指定介護老人福祉施設（介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて

していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一〇五（略）

六 介護保険法第八条第十一项に規定する特定施設（老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの（介護保険法第八条第十一项に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）への入居又は同法第八条第二十四項に規定する介護保険施設への入所

2・3（略）

附則

（指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例）

第五条の二 指定介護老人福祉施設（介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて

、当該指定介護老人福祉施設に入所をした際他の市町村（当該指定介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設（同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十二条の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。）となつた場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている間は、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。）を含む二以上の病院等（第十六条の二第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。）に継続して入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしていた被保険者（当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれに入院等をする事により直前入院病院等及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

2・3 (略)

（拠出金に関する高齢者の医療の確保に関する法律の準用）

第十六条 高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十

、当該指定介護老人福祉施設に入所をした際他の市町村（当該指定介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により同法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設（同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十二条の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。）となつた場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている間は、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。）を含む二以上の病院等（第十六条の二第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。）に継続して入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしていた被保険者（当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれに入院等をする事により直前入院病院等及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

2・3 (略)

（拠出金に関する高齢者の医療の確保に関する法律の準用）

第十六条 高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十

三条から第四十六条まで、第三百三十四条第二項及び第三項、第五百九条並びに附則第十三条の五の六の規定は、拠出金に関して準用する。この場合において、これらの規定中「保険者」とあるのは、「被用者保険等保険者」と読み替えるものとする。

三条から第四十六条まで、第三百三十四条第二項及び第三項並びに第五百九条の規定は、拠出金に関して準用する。この場合において、これらの規定中「保険者」とあるのは、「被用者保険等保険者」と読み替えるものとする。

○ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）（抄）（第十六条関係）
 【平成二十七年四月一日・平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第五条の二（略）</p> <p>2 この法律において、「老人居宅介護等事業」とは、第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）であつて厚生労働省令で定めるものをいう。</p> <p>3 この法律において、「老人デイサービス事業」とは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者（その者を現に介護する者を含む。）を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号ロに</p>	<p>（定義） 第五条の二（略）</p> <p>2 この法律において、「老人居宅介護等事業」とは、第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。</p> <p>3 この法律において、「老人デイサービス事業」とは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者（その者を現に介護する者を含む。）を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。</p>

規定する第一号通所事業（以下「第一号通所事業」という。）であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

4（6）（略）

7 この法律において、「複合型サービス福祉事業」とは、第十条の四第一項第六号の措置に係る者又は介護保険法の規定による複合型サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護（以下「訪問介護等」という。）を含むものに限る。）に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、同法に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせるにより提供されるサービスのうち、当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

（支援体制の整備等）

第十条の三 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれていた環境等に依りて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に

4（6）（略）

7 この法律において、「複合型サービス福祉事業」とは、第十条の四第一項第六号の措置に係る者又は介護保険法の規定による複合型サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護（以下「訪問介護等」という。）を含むものに限る。）に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、同法に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせるにより提供されるサービスのうち、当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

（支援体制の整備等）

第十条の三 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれていた環境等に依りて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に

規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援、生活支援等（心身の状況の把握その他の六十五歳以上の者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。第十二条の三において同じ。）並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者及び民生委員の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2
(略)

(居宅における介護等)

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができ
る。

一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上的障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上的障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介

規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2
(略)

(居宅における介護等)

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができ
る。

一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上的障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上的障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利

護又は第一号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

2
三〇六（略）

（生活支援等に関する情報の公表）

第十二条の三 市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた当該生活支援等を行う者が行う生活支援等の内容に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報について、公表を行うよう努めなければならない。

（老人デイサービスセンター）

第二十條の二の二 老人デイサービスセンターは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者若しくは第一号通所事業であつて厚生労働省令で定めるものを利用する者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を通わせ、第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。

用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

2
三〇六（略）

（新設）

（老人デイサービスセンター）

第二十條の二の二 老人デイサービスセンターは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を通わせ、第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。

(市町村老人福祉計画)

第二十條の八 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、第二項の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第一百七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。

5 (略)

(介護保険法による給付等との調整)

第二十一条の二 第十条の四第一項各号又は第十一条第一項第二号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受け、又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を利用することができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第一号、第一号の二又は第三号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

(市町村老人福祉計画)

第二十條の八 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、第二項の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第一百七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)を勘案しなければならない。

5 (略)

(介護保険法による給付等との調整)

第二十一条の二 第十条の四第一項各号又は第十一条第一項第二号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第一号、第一号の二又は第三号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

○ 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）（抄）（第十七条関係）
 【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>附 則</p> <p>第二 条 削 除</p>
<p>現 行</p>	<p>附 則</p> <p>（試験に関する暫定措置）</p> <p>第二 条 歯科技工法の一部を改正する法律（平成六年法律第一号） による改正後の歯科技工士法第十二条第一項に規定する試験は、 当分の間、同法第十四条第一号又は第二号に規定する歯科技工士 学校又は歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少な くとも一回これを行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は 、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一 号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）（第十八条関係）
 【平成二十七年四月一日・平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 雑則（<u>第一百五十七条の二</u>―<u>第一百六十六条</u>） 第八章（略） 附則</p> <p>（関係者との連携） 第二十九条 保険者は、第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者に対して特定健康診査等を実施するに当たつては、前期高齢者である加入者の心身の特性を踏まえつつ、介護保険法<u>第一百五十</u>条の四十五第一項及び第二項の規定により地域支援事業を実施する市町村との適切な連携を図るよう留意するとともに、当該特定健康診査等が効率的に実施されるよう努めるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例） 第五十五条 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高</p>	<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 雑則（<u>第一百五十八条</u>―<u>第一百六十六条</u>） 第八章（略） 附則</p> <p>（関係者との連携） 第二十九条 保険者は、第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者に対して特定健康診査等を実施するに当たつては、前期高齢者である加入者の心身の特性を踏まえつつ、介護保険法<u>第一百五十</u>条の四十五第一項の規定により地域支援事業を実施する市町村との適切な連携を図るよう留意するとともに、当該特定健康診査等が効率的に実施されるよう努めるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例） 第五十五条 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高</p>

齢者医療広域連合をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等(以下この条において「現入院病院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等(以下この項において「直前入院病院等」という。)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入院等被保険者」という。)については、この限りでない。

一〜四 (略)

五 介護保険法第八条第十一项に規定する特定施設への入居又は同条第二十五項に規定する介護保険施設への入所

2・3 (略)

(国保連合会の業務)

第百五十五条 国保連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第七十条第四項(第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。)の規定により後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生

齢者医療広域連合をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等(以下この条において「現入院病院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等(以下この項において「直前入院病院等」という。)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入院等被保険者」という。)については、この限りでない。

一〜四 (略)

五 介護保険法第八条第十一项に規定する特定施設(老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの(介護保険法第八条第十一项に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る。)を除く。)への入居又は同法第八条第二十四項に規定する介護保険施設への入所

2・3 (略)

(国保連合会の業務)

第百五十五条 国保連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行う。

(削除)

(削除)

2 国保連合会は、前項に規定する業務のほか、後期高齢者医療の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 (略)

第七章 雑則

(保険者協議会)

第一百五十七条の二 保険者及び後期高齢者医療広域連合は、共同して、加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力のため、都道府県ごとに、保険者協議会を組織するよう努めなければならない。

2 前項の保険者協議会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- 二 保険者に対する必要な助言又は援助

一 第七十条第四項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定により後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払

二 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整及び保険者に対する必要な助言又は援助

2 国保連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、後期高齢者医療の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 (略)

第七章 雑則

(新設)

三 医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析

(研究開発の推進)

第一百五十八条 (略)

(賦課決定の期間制限)

第六十条の二 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期(この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができるとなつた場合にあつては、当該保険料を課することができることとなつた日とする。)の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

附則

(病床転換助成事業)

第二条 都道府県は、政令で定める日までの間、当該都道府県における医療費適正化を推進するため、当該都道府県の区域内にある保険医療機関(医療法人その他の厚生労働省令で定める者が開設するものに限る。)に対し、当該保険医療機関である病院又は診療所の開設者が行う病床の転換(医療法第七条第二項各号に掲げる病床の種別のうち厚生労働省令で定めるものの病床数を減少させるとともに、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護保険施設その他厚生労働省令で定める施設について新設又は増設により、病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させることをいう。以下同じ。)に要する費用を助成する事業(以下「病床転換助成事業」という。)を行うものとする。

(研究開発の推進)

第一百五十八条 (略)

(新設)

附則

(病床転換助成事業)

第二条 都道府県は、政令で定める日までの間、当該都道府県における医療費適正化を推進するため、当該都道府県の区域内にある保険医療機関(医療法人その他の厚生労働省令で定める者が開設するものに限る。)に対し、当該保険医療機関である病院又は診療所の開設者が行う病床の転換(医療法第七条第二項各号に掲げる病床の種別のうち厚生労働省令で定めるものの病床数を減少させるとともに、介護保険法第八条第二十四項に規定する介護保険施設その他厚生労働省令で定める施設について新設又は増設により、病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させることをいう。以下同じ。)に要する費用を助成する事業(以下「病床転換助成事業」という。)を行うものとする。

(延滞金の割合の特例)

第十三条の五の六 第四十五条第一項(第二百二十四条及び附則第十条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例)

第十三条の六 指定介護老人福祉施設(介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所した際他の後期高齢者医療広域連合(当該指定介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設(同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設)に入所する生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十二条の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。)となつた場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所している間は、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

(新設)

(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例)

第十三条の六 指定介護老人福祉施設(介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所した際他の後期高齢者医療広域連合(当該指定介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により同法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設(同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設)に入所する生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十二条の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。)となつた場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所している間は、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

る。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。）を含む二以上の病院等（第五十五条第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。）に継続して入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしてきた被保険者（当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所する直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれに入院等を行うことにより直前入院病院等及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

2・3 (略)

る。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。）を含む二以上の病院等（第五十五条第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。）に継続して入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしてきた被保険者（当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所する直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれに入院等を行うことにより直前入院病院等及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

2・3 (略)

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）（抄）（第十九条関係）
 【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（延滞金） 第六十一条 前条第一項の規定により拠出金の納付を督促したときは、基金は、その督促に係る拠出金の額につき年十四・五パーセントの割合（各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合）で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る拠出金の額が千円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>255 (略)</p>	<p>（延滞金） 第六十一条 前条第一項の規定により拠出金の納付を督促したときは、基金は、その督促に係る拠出金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る拠出金の額が千円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>255 (略)</p>

○ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）（抄）
 （第二十条関係）

【平成二十六年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 臨床修練（第三条―第二十一条の二）</p> <p>第三章 臨床教授等（第二十一条の三―第二十一条の八）</p> <p>第四章 雑則（第二十一条の九・第二十二条）</p> <p>第五章 罰則（第二十三条―第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、医療に関する知識及び技能の修得若しくは教授又は医学若しくは歯科医学の研究を目的として本邦に入国した外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等が医業若しくは歯科医業又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第五条に規定する業等を行うことができるように、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十七条及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二二号）第十七条並びに保健師助産師看護師法第</p>	<p>外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等が医業若しくは歯科医業又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第五条に規定する業等を行うことができるように、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十七条及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二二号）第十七条並びに保健師助産師看護師法第三十一条第一項等の特例等を定めるものとする</p>

三十一条第一項等の特例等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜三 (略)

四 臨床修練 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入学した外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等(外国において救急救命士に相当する資格を有する者(以下「外国救急救命士」という。))を除く。以下この号において同じ。
。が臨床修練病院等において臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者(当該外国看護師等が外国において有する資格に相当する次のハからカまでに掲げる資格を有する者に限る。))の実地の指導監督の下にその外国において有する次のイからカまでに掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれイからカまでに定める業を行うこと並びに医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入学した外国救急救命士が臨床修練病院等に救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第二条第一項に規定する重度傷病者(以下この号において「重度傷病者」という。))を搬送する同法第四十四条第二項に規定する救急用自動車等(以下この号において「救急用自動車等」という。))において、又は当該臨床修練病院等への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において同法第二条第一項に規定する救急救命処置を行うことが必要と認められる場合に臨床修練指導者(医師又は救急救命士に限る。))の実地の指導監督の下に次のヨに定める業を行うことをいう。

イ〜ヨ (略)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜三 (略)

四 臨床修練 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入学した外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等(外国において救急救命士に相当する資格を有する者(以下「外国救急救命士」という。))を除く。以下この号において同じ。
。が厚生労働大臣の指定する病院(以下この号において「指定病院」という。))において臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者(当該外国看護師等が外国において有する資格に相当する次のハからカまでに掲げる資格を有する者に限る。))の実地の指導監督の下にその外国において有する次のイからカまでに掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれイからカまでに定める業を行うこと並びに医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入学した外国救急救命士が指定病院に救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第二条第一項に規定する重度傷病者(以下この号において「重度傷病者」という。))を搬送する同法第四十四条第二項に規定する救急用自動車等(以下この号において「救急用自動車等」という。))において、又は当該指定病院への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において同法第二条第一項に規定する救急救命処置を行うことが必要と認められる場合に臨床修練指導者(医師又は救急救命士に限る。))の実地の指導監督の下に次のヨに定める業を行うことをいう。

イ〜ヨ (略)

- 五 臨床修練病院等 厚生労働大臣が指定する病院又は診療所（診療所にあつては、厚生労働省令で定めるものに限る。）をいう。
- 六〇八 （略）
- 九 臨床修練指導医 外国医師が行う臨床修練を实地に指導監督する第八条の規定により選任された医師（外国救急救命士が行う臨床修練を实地に指導監督する場合を除く。）をいう。
- 十 臨床修練指導歯科医 外国歯科医師が行う臨床修練を实地に指導監督する第八条の規定により選任された歯科医師をいう。
- 十一 臨床修練指導者 第八条の規定により選任された医師（外国救急救命士が行う臨床修練を实地に指導監督する場合に限る。）及び第四号ハからヨまでに掲げる資格を有する者をいう。
- 十二 臨床教授等 医療に関する知識及び技能の教授又は医学若しくは歯科医学の研究（薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第四項に規定する医療機器の研究開発を含む。以下同じ。）を目的として本邦に入国した外国医師又は外国歯科医師が、臨床教授等病院においてその外国において有する第四号イ又はロに掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、同号イ又はロに定める業を行うことをいう。
- 十三 臨床教授等病院 高度かつ専門的な医療を提供する病院として厚生労働省令で定める病院のうち厚生労働大臣が指定する病院をいう。
- 十四 臨床教授等外国医師 第二十一条の三第一項の許可を受けた外国医師をいう。
- 十五 臨床教授等外国歯科医師 第二十一条の三第一項の許可を受けた外国歯科医師をいう。

（新設）

五〇七 （略）

八 臨床修練指導医 外国医師が行う臨床修練を实地に指導監督する第八条の認定を受けた医師（外国救急救命士が行う臨床修練を实地に指導監督する場合を除く。）をいう。

九 臨床修練指導歯科医 外国歯科医師が行う臨床修練を实地に指導監督する第八条の認定を受けた歯科医師をいう。

十 臨床修練指導者 第八条の認定を受けた医師（外国救急救命士が行う臨床修練を实地に指導監督する場合に限る。）及び第四号ハからヨまでに掲げる資格を有する者をいう。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第二章 臨床修練

(臨床修練の許可)

第三条 外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等(次条第一項において「外国医師等」という。)は、その外国において有する次の各号に掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の許可を受けて、臨床修練を行うことができる。

一〇八 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の許可(以下この章において「許可」という。)を受けようとする者が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。

一 次に掲げる者のいずれかに該当すること。

イ 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国している者

ロ 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国しようとしている者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七条の二第一項の規定により証明書が交付されている者その他の厚生労働省令で定める者に限る。)

二 許可の申請に係る前条第四号イからヨまでに掲げる資格に相当する資格の区分に応じそれぞれ医業若しくは歯科医業を行うのに必要な医学若しくは歯科医学に関する知識及び技能又は同号ハからヨまでに定める業に関する必要な知識及び技能を有すること。

(新設)

(臨床修練の許可)

第三条 外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等は、その外国において有する次の各号に掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の許可を受けて、臨床修練を行うことができる。

一〇八 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。

一 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国していること。

(新設)

(新設)

二 許可の申請に係る前条第四号イからヨまでに掲げる資格の区分に応じそれぞれ医業若しくは歯科医業を行うのに必要な医学若しくは歯科医学に関する知識及び技能又は同号ハからヨまでに定める業に関する必要な知識及び技能を有すること。

三 許可の申請に係る前条第四号イからヨまでに掲げる資格に相当する資格の区分に応じそれぞれ外国において医師若しくは歯科医師に相当する資格を取得した後三年以上診療した経験又は外国において同号ハからヨまでに掲げる資格に相当する資格を取得した後三年以上当該資格に係る業務に従事した経験を有すること。

(削除)

四 患者に与えた損害を賠償する能力を有すること(当該者が患者に与えた損害を臨床修練病院等の開設者が当該者に代わり、又は当該者と連帯して賠償することとしている場合を除く。)

3 5 (略)

6 厚生労働大臣は、正当な理由があるとき、厚生労働省令で定めるところにより、許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年(外国看護師等にあつては、一年)を限度としてその有効期間を更新することができる。

7 8 (略)

9 許可及び第六項の規定による許可の有効期間の更新を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(許可証の交付等)

第四条 厚生労働大臣は、外国医師等に対し許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、臨床修練許可証を交付するものとする。

2 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等(第八条第二号、第九条第一項及び第十七条にお

三 許可の申請に係る前条第四号イからヨまでに掲げる資格の区分に応じそれぞれ外国において医師若しくは歯科医師に相当する資格を取得した後三年以上診療した経験又は外国において同号ハからヨまでに掲げる資格に相当する資格を取得した後三年以上当該資格に係る業務に従事した経験を有すること。

四 臨床修練を行うのに支障のない程度に日本語又は厚生労働省令で定める外国語を理解し、使用する能力を有すること。

五 患者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

3 5 (略)

(新設)

6 7 (略)

8 許可を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(許可証の交付等)

第四条 厚生労働大臣は、外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等に対し許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、臨床修練許可証を交付するものとする。

2 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等は、臨床修練を行うときは、厚生労働省令で定める

て「臨床修練外国医師等」という。）は、臨床修練を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、臨床修練許可証を着用しなければならない。

(許可の失効)

第五条 許可は、その有効期間（第三条第六項の規定により有効期間が更新された場合にあつては、当該更新後の有効期間）が満了したとき、及び次条の規定により取り消されたときのほか、許可を受けた者が外国において当該許可に係る第二条第四号イからヨまでに掲げる資格に相当する資格を有する者でなくなつたときは、その効力を失う。

(許可の取消し)

第六条 (略)

2 厚生労働大臣は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 第三条第二項第一号又は第四号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 (略)

三 第三条第七項の規定による条件に違反したとき。

四 (略)

(臨床修練指導医等の選任)

第八条 臨床修練病院等の開設者は、第二条第四号イからヨまでに掲げる資格を有する者（同号イからニまでに掲げる資格を有する者であつて、医師法第七条の二第二項、歯科医師法第七条の二第一項又は保健師助産師看護師法第十五条の二第一項の規定による

ところにより、臨床修練許可証を着用しなければならない。

(許可の失効)

第五条 許可は、その有効期間が満了したとき及び次条の規定により取り消されたときのほか、許可を受けた者が外国において当該許可に係る第二条第四号イからヨまでに掲げる資格に相当する資格を有する者でなくなつたときは、その効力を失う。

(許可の取消し)

第六条 (略)

2 厚生労働大臣は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 第三条第二項第一号又は第五号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 (略)

三 第三条第六項の規定による条件に違反したとき。

四 (略)

(臨床修練指導医及び臨床修練指導歯科医並びに臨床修練指導者の認定)

第八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、第二条第四号イからヨまでに掲げる資格を有する者（同号イからニまでに掲げる資格を有する者であつて、医師法第七条の二第二項、歯科医師法第七条の二第一項又は保健師助産師看護師法第十五条の二第一項の規

厚生労働大臣の命令を受けたものにあつては、それぞれ医師法第七条の第二項、歯科医師法第七条の第二項又は保健師助産師看護師法第十五条の第二第三項の規定による登録を受けた者に限る。)であつて次の各号に掲げる基準に適合する者を臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者(次条第一項及び第十条において「臨床修練指導医等」という。)として選任しなければならない。

- 一 (略)
- 二 臨床修練を实地に指導監督するのに支障のない程度にその指導監督する臨床修練外国医師等が使用する言語を理解し、使用する能力を有すること。
- 三 (略)

(職務及び責務)

第九条 臨床修練指導医等は、臨床修練外国医師等が行う臨床修練を实地に指導監督するものとし、その指導監督に当たつては、臨床修練が適切に行われるように努めなければならない。

2 (略)

(臨床修練指導医等の解任)

第十条 臨床修練病院等の開設者は、臨床修練指導医等が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該臨床修練指導医等を解任しなければならない。

- 一 当該選任に係る第二条第四号イからヨまでに掲げる資格を有する者でなくなつたとき。
- 二 (略)

定による厚生労働大臣の命令を受けたものにあつては、それぞれ医師法第七条の第二項、歯科医師法第七条の第二項又は保健師助産師看護師法第十五条の第二第三項の規定による登録を受けた者に限る。)であつて次の各号に掲げる基準に適合すると認める者を臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者として認定する。

- 一 (略)
- 二 臨床修練を实地に指導監督するのに支障のない程度に第三條第二項第四号の厚生労働省令で定める外国語を理解し、使用する能力を有すること。
- 三 (略)

(職務及び責務)

第九条 臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者は、臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等が行う臨床修練を实地に指導監督するものとし、その指導監督に当たつては、臨床修練が適切に行われるように努めなければならない。

2 (略)

(認定の取消し)

第十条 厚生労働大臣は、臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すものとする。

- 一 当該認定に係る第二条第四号イからヨまでに掲げる資格を有する者でなくなつたとき。
- 二 (略)

(削除)

(診療録の記載等)

第十一条 医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定は、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師について準用する。この場合において、医師法第二十四条第二項中「病院又は診療所に勤務する医師」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第五号に規定する臨床修練病院等（以下この項において「臨床修練病院等」という。）において同条第四号に規定する臨床修練を行う同条第六号に規定する臨床修練外国医師」と、「その病院又は診療所」とあるのは「その臨床修練病院等」と、「その臨床修練病院等」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第五号に規定する臨床修練病院等（以下この項において「臨床修練病院等」という。）において同条第四号に規定する臨床修練を行う同条第七号に規定する臨床修練外国歯科医師」と、「その病院又は診療所」とあるのは「その臨床修練病院等」と読み替えるものとする。

2 (略)

(助産録の記載等)

第十二条 保健師助産師看護師法第四十二条の規定は、許可を受けた外国において助産師に相当する資格を有する者（以下「臨床修練外国助産師」という。）について準用する。この場合において

2 厚生労働大臣は、臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医師又は臨床修練指導者がこの法律に違反したとき又は第八条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(診療録の記載等)

第十一条 医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定は、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師について準用する。この場合において、医師法第二十四条第二項中「病院又は診療所に勤務する医師」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第三条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院において臨床修練を行う同法第二条第五号に規定する臨床修練外国医師」と、「その病院又は診療所」とあるのは「その病院」と、「その病院又は診療所」とあるのは「その臨床修練病院等」と、「その臨床修練病院等」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第三条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院において臨床修練を行う同法第二条第六号に規定する臨床修練外国歯科医師」と、「その病院又は診療所」とあるのは「その病院」と読み替えるものとする。

2 (略)

(助産録の記載等)

第十二条 保健師助産師看護師法第四十二条の規定は、許可を受けた外国において助産師に相当する資格を有する者（以下「臨床修練外国助産師」という。）について準用する。この場合において

、同条第二項中「病院、診療所又は助産所に勤務する助産師」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第五号に規定する臨床修練病院等（以下この項において「臨床修練病院等」という。）において同条第四号に規定する臨床修練を行う同法第十二条第一項に規定する臨床修練外国助産師」と、「その病院、診療所又は助産所」とあるのは「その臨床修練病院等」と読み替えるものとする。

2 (略)

(救急救命処置録の記載等)

第十四条 救急救命士法第四十六条の規定は、許可を受けた外国救急救命士（以下「臨床修練外国救急救命士」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「厚生労働省令で定める機関に勤務する救急救命士」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第五号に規定する臨床修練病院等（以下この項において「臨床修練病院等」という。）に第二条第一項に規定する重度傷病者を搬送すべき同法第十四条第一項に規定する臨床修練外国救急救命士」と、「その機関」とあるのは「その臨床修練病院等」と読み替えるものとする。

2 (略)

(歯科技工指示書による歯科技工等)

第十五条 歯科技工士法第十八条及び第十九条の規定は、許可を受けた外国において歯科技工士に相当する資格を有する者について準用する。この場合において、同法第十八条中「病院又は診療所」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第五号に規定する臨床修練病

、同条第二項中「病院、診療所又は助産所に勤務する助産師」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第三条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院において臨床修練を行う同法第十二条第一項に規定する臨床修練外国助産師」と、「その病院、診療所又は助産所」とあるのは「その病院」と読み替えるものとする。

2 (略)

(救急救命処置録の記載等)

第十四条 救急救命士法第四十六条の規定は、許可を受けた外国救急救命士（以下「臨床修練外国救急救命士」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「厚生労働省令で定める機関に勤務する救急救命士」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院（以下この項において「指定病院」という。）に第二条第一項に規定する重度傷病者を搬送すべき同法第十四条第一項に規定する臨床修練外国救急救命士」と、「その機関」とあるのは「その指定病院」と読み替えるものとする。

2 (略)

(歯科技工指示書による歯科技工等)

第十五条 歯科技工士法第十八条及び第十九条の規定は、許可を受けた外国において歯科技工士に相当する資格を有する者について準用する。この場合において、同法第十八条中「病院又は診療所」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院」と

院等」と読み替えるものとする。

(業務上の制限等)

第十六条 (略)

2 (略)

3 診療放射線技師法第二十六条第一項及び第二項本文並びに第二十七条の規定は、臨床修練外国診療放射線技師について準用する。この場合において、同項本文中「病院又は診療所」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第五号に規定する臨床修練病院等」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 理学療法士及び作業療法士法第十五条第二項の規定は、許可を受けた外国において理学療法士に相当する資格を有する者について準用する。この場合において、同項中「病院若しくは診療所」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第五号に規定する臨床修練病院等」と読み替えるものとする。

6～9 (略)

10 救急救命士法第四十四条及び第四十五条の規定は、臨床修練外国救急救命士について準用する。この場合において、同法第四十四条第二項中「救急用自動車その他の」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第五号に規定する臨床修練病院等（以下この項において「臨床修練病院等」という。）に重度傷病者を搬送する救急用自動車その他の」と、「この項及び第五十三条第二号」とあるのは「この項」と、「病院又は診療所」とあるのは「臨床修練病院等」と読み替えるものとする。

読み替えるものとする。

(業務上の制限等)

第十六条 (略)

2 (略)

3 診療放射線技師法第二十六条第一項及び第二項本文並びに第二十七条の規定は、臨床修練外国診療放射線技師について準用する。この場合において、同項本文中「病院又は診療所」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 理学療法士及び作業療法士法第十五条第二項の規定は、許可を受けた外国において理学療法士に相当する資格を有する者について準用する。この場合において、同項中「病院若しくは診療所」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院」と読み替えるものとする。

6～9 (略)

10 救急救命士法第四十四条及び第四十五条の規定は、臨床修練外国救急救命士について準用する。この場合において、同法第四十四条第二項中「救急用自動車その他の」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院（以下この項において「指定病院」という。）に重度傷病者を搬送する救急用自動車その他の」と、「この項及び第五十三条第二号」とあるのは「この項」と、「病院又は診療所」とあるのは「指定病院」と読み替えるものとする。

(秘密を守る義務)

第十七条 臨床修練外国医師等は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。臨床修練外国医師等でなくなつた後においても、同様とする。

(保健師助産師看護師法の特例)

第十八条 臨床修練外国医師が臨床修練を行う場合における保健師助産師看護師法第三十条の規定の適用については、同条中「医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）」とする。

2 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が臨床修練を行う場合における保健師助産師看護師法第三十一条第一項の規定の適用については、同項中「医師法又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）」とする。

(歯科衛生士法の特例)

第十九条 臨床修練外国歯科医師が臨床修練を行う場合における歯科衛生士法第十三条の規定の適用については、同条中「歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）」とする。

(秘密を守る義務)

第十七条 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等でなくなつた後においても、同様とする。

(保健師助産師看護師法の特例)

第十八条 臨床修練外国医師が臨床修練を行う場合における保健師助産師看護師法第三十条の規定の適用については、同条中「医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」とする。

2 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が臨床修練を行う場合における保健師助産師看護師法第三十一条第一項の規定の適用については、同項中「医師法又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」とする。

(歯科衛生士法の特例)

第十九条 臨床修練外国歯科医師が臨床修練を行う場合における歯科衛生士法第十三条の規定の適用については、同条中「歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」とする。

(厚生労働省令への委任)

第二十一条の二 この章に定めるもののほか、許可及び臨床修練病院等に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 臨床教授等

(臨床教授等の許可)

第二十一条の三 外国医師又は外国歯科医師は、その外国において有する次の各号に掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の許可を受けて、臨床教授等を行うことができる。

一 医師 医師法第十七条

二 歯科医師 歯科医師法第十七条

2 厚生労働大臣は、前項の許可（以下この章において「許可」という。）を受けようとする者が次の各号に掲げる基準のいづれにも適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。

一 次に掲げる者のいづれかに該当すること。

イ 医療に関する知識及び技能の教授又は医学若しくは歯科医学の研究を目的として本邦に入国している者

ロ 医療に関する知識及び技能の教授又は医学若しくは歯科医学の研究を目的として本邦に入国しようとしている者（出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項の規定により証明書が交付されている者その他の厚生労働省令で定める者に限る。）

二 許可の申請に係る第二条第四号イ又はロに掲げる資格に相当する資格の区分に応じそれぞれ臨床教授等を行うのに必要な医

(新設)

(新設)

(新設)

学又は歯科医学に関する知識及び技能を有すること。

三 許可の申請に係る第二条第四号イ又はロに掲げる資格に相当する資格の区分に応じそれぞれ外国において当該資格を取得した後十年以上診療した経験を有すること。

四 患者に与えた損害を賠償する能力を有すること（当該者が患者に与えた損害を臨床教授等病院の開設者が当該者に代わり、又は当該者と連帯して賠償することとしている場合を除く。）

（臨床教授等責任者の選任）

第二十一条の四 臨床教授等病院の開設者は、第二条第四号イ又はロに掲げる資格を有する者（医師法第七条の二第一項又は歯科医師法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けたものにあつては、それぞれ医師法第七条の二第二項又は歯科医師法第七条の二第二項の規定による登録を受けた者に限る。）であつて次の各号に掲げる基準に適合する者を臨床教授等責任者として選任しなければならない。

一 医学又は歯科医学に関する高度かつ専門的な知識及び技能を有すること。

二 臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師の受入れに関する業務を統括管理する者として必要な能力及び経験を有すること。

（臨床教授等責任者の解任）

第二十一条の五 臨床教授等病院の開設者は、臨床教授等責任者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該臨床教授等責任者を解任しなければならない。

一 当該選任に係る第二条第四号イ又はロに掲げる資格を有する

（新設）

（新設）

者でなくなつたとき。

二 医師法第七条第二項第一号若しくは第二号又は歯科医師法第七條第二項第一号若しくは第二号に掲げる戒告又は業務の停止を命ぜられたとき。

(診療録の記載及び保存)

第二十一条の六 医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定は、臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師について準用する。この場合において、医師法第二十四条第二項中「病院又は診療所に勤務する医師」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第十三号に規定する臨床教授等病院（以下この項において「臨床教授等病院」という。）において同条第十二号に規定する臨床教授等病院又は診療所」とあるのは「その臨床教授等病院」と、歯科医師法第二十三条第二項中「病院又は診療所に勤務する歯科医師」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第十三号に規定する臨床教授等病院（以下この項において「臨床教授等病院」という。）において同条第十二号に規定する臨床教授等を行う同条第十五号に規定する臨床教授等外国歯科医師」と、「その病院又は診療所」とあるのは「その臨床教授等病院」と読み替えるものとする。

(準用)

第二十一条の七 第三条（第一項及び第二項を除く。）及び第四条から第七条までの規定は、許可について準用する。この場合において、第三条第三項中「前項各号」とあり、及び同条第四項中「第二項各号」とあるのは「第二十一条の三第二項各号」と、第四

(新設)

(新設)

条第一項中「外国医師等」とあるのは「外国医師又は外国歯科医師」と、「臨床修練許可証」とあるのは「臨床教授等許可証」と、同条第二項中「臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等（第八条第二号、第九条第一項及び第十七条において「臨床修練外国医師等」という。）」とあるのは「臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師」と、「臨床修練を」とあるのは「臨床教授等」と、「臨床修練許可証」とあるのは「臨床教授等許可証」と、第五条中「第二条第四号イからヨまで」とあるのは「第二条第四号イ又はロ」と、第六条第二項第一号中「第三条第二項第一号」とあるのは「第二十一条の三第二項第一号」と、第七条中「臨床修練許可証」とあるのは「臨床教授等許可証」と読み替えるものとする。

2| 第十七条から第二十一条までの規定は、臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師について準用する。この場合において、第十八条から第二十条までの規定中「臨床修練を」とあるのは「臨床教授等」と、第二十一条中「臨床修練に」とあるのは「臨床教授等に」と読み替えるものとする。

（厚生労働省令への委任）

第二十一条の八 この章に定めるもののほか、許可及び臨床教授等病院に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

（報告の徴収及び立入検査）

第二十一条の九 厚生労働大臣は、臨床修練の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、臨床修練を実施している臨床修練病院等の開設者若しくは管理者に対し、臨床修練の実施の状

（新設）

（新設）

（新設）

況に關し報告を命じ、又は当該職員に、臨床修練を実施している臨床修練病院等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2| 厚生労働大臣は、臨床教授等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、臨床教授等を実施している臨床教授等病院の開設者若しくは管理者に対し、臨床教授等の実施の状況に關し報告を命じ、又は当該職員に、臨床教授等を実施している臨床教授等病院に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3| 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(法務大臣との協議)

第二十二條 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる許可をしようとするときは、当該許可に係る者が当該各号に定める規定に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣と協議しなければならない。

- 一| 第三條第一項の許可 同條第二項第一号
- 二| 第二十一條の三第一項の許可 同條第二項第一号

第五章 罰則

第二十三條 (略)

第二十五條 (略)

(法務大臣との協議)
第二十二條 厚生労働大臣は、許可をしようとするときは、当該許可に係る者が第三條第二項第一号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣と協議しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(罰則)

第二十三條 (略)

第二十五條 (略)

<p>2 第二十一条の七第二項において準用する第十七条の規定に違反して人の秘密を漏らした臨床教授等外国医師若しくは臨床教授等外国歯科医師又はこれらであつた者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前三項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第二十一条の六において準用する医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定に違反した者</p> <p>第二十九条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>2 </p> <p>3 前二項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二十九条 (略)</p>
--	--

○ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）（第二十一条関係）
 【平成二十七年四月一日・平成二十七年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第二十三条―第二十六条） 附則</p> <p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 この法律において「病院等」とは、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。次項において同じ。）、助産所（同法第二条第一項に規定する助産所をいう。次項において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。次項において同じ。）及び指定訪問看護事業（次に掲げる事業をいう。次項において同じ。）を行う事業所をいう。</p> <p>一 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第二十三条―第二十五条） 附則</p> <p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 この法律において「病院等」とは、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。次項において同じ。）、助産所（同法第二条第一項に規定する助産所をいう。次項において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。次項において同じ。）及び指定訪問看護事業（同法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。次項において同じ。）を行う事業所をいう。</p> <p>（新設）</p>

看護を行う事業に限る。）

二 介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（次に掲げる事業を行うものに限る。）

イ 介護保険法第八条第十五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ロ 介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービス（同条第四項に規定する訪問看護又は同条第十五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を組み合わせるにより提供されるものに限る。）

三 介護保険法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第三項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）

3 (略)

(業務)

第十五条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一～五 (略)

六 看護師等に対し、その就業の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

七・八 (略)

(公共職業安定所等との連携)

第十六条 都道府県センターは、地方公共団体、公共職業安定所その他の関係機関との密接な連携の下に前条第五号及び第六号に掲げる業務を行わなければならない。

(新設)

(新設)

3 (略)

(業務)

第十五条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一～五 (略)

(新設)

六・七 (略)

(公共職業安定所との連携)

第十六条 都道府県センターは、公共職業安定所との密接な連携の下に前条第五号に掲げる業務を行わなければならない。

(情報の提供の求め)

第十六条の二 都道府県センターは、都道府県その他の官公署に対し、第十五条第六号に掲げる業務を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

(看護師等の届出等)

第十六条の三 看護師等は、病院等を離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

2 看護師等は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

3 病院等の開設者等その他厚生労働省令で定める者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第十六条の四 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、第十五条各号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(業務の委託)

第十六条の五 都道府県センターは、第十五条各号(第五号を除く。)に掲げる業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(準用)

第二十二條 第十四條第三項から第五項まで、第十六條の四、第十七條、第十八條並びに第十九條第二項及び第三項の規定は、中央センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第十四條第三項中「第一項」とあるのは「第二十條」と、第十六條の四中「第十五條各号」とあるのは「第二十一條各号」と、第十八條中「この節」とあるのは「次節」と、第十九條第二項中「指定を」とあるのは「第二十條の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を」と、「第十五條各号」とあるのは「第二十一條各号」と、「この節」とあるのは「次節」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(罰則)

第二十四條 第十六條の四(第二十二條において準用する場合を含む。)及び第十六條の五第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十五條 (略)

第二十六條 (略)

(準用)

第二十二條 第十四條第三項から第五項まで、第十七條、第十八條並びに第十九條第二項及び第三項の規定は、中央センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第十四條第三項中「第一項」とあるのは「第二十條」と、第十八條中「この節」とあるのは「次節」と、第十九條第二項中「指定を」とあるのは「第二十條の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を」と、「第十五條各号」とあるのは「第二十一條各号」と、「この節」とあるのは「次節」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(新設)

(罰則)

第二十四條 (略)

第二十五條 (略)

○ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）（第二十二条関係）
 【平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 この法律において「病院等」とは、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。次項において同じ。）、助産所（同法第二条第一項に規定する助産所をいう。次項において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。次項において同じ。）及び指定訪問看護事業（次に掲げる事業をいう。次項において同じ。）を行う事業所をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（次に掲げる事業を行うものに限る。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 介護保険法第八条第二十三項に規定する複合型サービス（同条第四項に規定する訪問看護又は同条第十五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を組み合わせたことにより提供されるものに限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 この法律において「病院等」とは、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。次項において同じ。）、助産所（同法第二条第一項に規定する助産所をいう。次項において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。次項において同じ。）及び指定訪問看護事業（次に掲げる事業をいう。次項において同じ。）を行う事業所をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（次に掲げる事業を行うものに限る。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービス（同条第四項に規定する訪問看護又は同条第十五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を組み合わせたことにより提供されるものに限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p>

○ 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）（抄）
 （第二十三条関係）

【平成二十六年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（残余財産に関する経過措置）</p> <p>第十条 医療法第四十四条第五項の規定は、施行日以後に申請された同条第一項の認可について適用し、施行日前に申請された同項の認可については、なお従前の例による。</p> <p>2 施行日前に設立された医療法人又は施行日前に医療法第四十四条第一項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた医療法人であつて、施行日において、その定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者として同条第五項に規定する者以外の者を規定しているものについては、当分の間（当該医療法人が、施行日以後に、残余財産の帰属すべき者として、同項に規定する者を定めることを内容とする定款又は寄附行為の変更をした場合には、当該定款又は寄附行為の変更につき同法第五十条第一項の認可を受けるまでの間）、同法第五十条第四項の規定は適用せず、旧医療法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>（新医療法人への円滑な移行）</p> <p>第十条の二 政府は、地域において必要とされる医療を確保するた</p>	<p>附則</p> <p>（残余財産に関する経過措置）</p> <p>第十条 新医療法第四十四条第四項の規定は、施行日以後に申請された同条第一項の認可について適用し、施行日前に申請された同項の認可については、なお従前の例による。</p> <p>2 施行日前に設立された医療法人又は施行日前に医療法第四十四条第一項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた医療法人であつて、施行日において、その定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者として新医療法第四十四条第四項に規定する者以外の者を規定しているものについては、当分の間（当該医療法人が、施行日以後に、残余財産の帰属すべき者として、同項に規定する者を定めることを内容とする定款又は寄附行為の変更をした場合には、当該定款又は寄附行為の変更につき医療法第五十条第一項の認可を受けるまでの間）、新医療法第五十条第四項の規定は適用せず、旧医療法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>（新設）</p>

め、経過措置医療法人（施行日前に設立された社団たる医療法人又は施行日前に医療法第四十四条第一項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた社団たる医療法人であつて、その定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの及び残余財産の帰属すべき者として同条第五項に規定する者以外の者を規定しているものをいう。次条及び附則第十条の四において同じ。）の新医療法人（社団たる医療法人であつて、その定款に残余財産の帰属すべき者として同法第四十四条第五項に規定する者を規定しているものをいう。以下同じ。）への移行が促進されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

（移行計画の認定）

第十条の三 経過措置医療法人であつて、新医療法人への移行をしようとするものは、その移行に関する計画（以下「移行計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 移行計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新医療法人であつて、次に掲げる医療法人のうち移行をしようとするもの

イ 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人

ロ 特定の医療法人（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の二第一項の規定による国税庁長官の承認を受けた医療法人をいう。）

ハ 基金拠出型医療法人（その定款に基金（社団たる医療法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該社団たる医療法人が当該拠出をした者に対して返還義務（金銭以外の財産については、当該拠出をした時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。）を引き受ける者の募

（新設）

集をすることができ旨を定めた医療法人をいう。)

二 イからハまでに掲げる医療法人以外の医療法人

三 移行に向けた取組の内容

四 移行に向けた検討の体制

五 移行の期限

六 その他厚生労働省令で定める事項

3 移行計画には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 出資者名簿（各出資者の氏名又は名称及び住所、出資額並びに持分（定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利をいう。）の放棄の見込みを記載した書類をいう。）

三 その他厚生労働省令で定める書類

4 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その移行計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 移行計画が当該申請に係る経過措置医療法人の社員総会において議決されたものであること。

二 移行計画が新医療法人への移行をするために有効かつ適切なものであること。

三 移行計画に記載された第二項第四号の移行の期限が第一項の認定の日から起算して三年を超えない範囲内のものであること。

5 第一項の認定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日までの間に限り行うことができる。

(移行計画の変更等)

第十条の四 前条第一項の規定による移行計画の認定を受けた経過措置医療法人(以下「認定医療法人」という。)は、当該認定に係る移行計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、認定医療法人が前条第一項の認定に係る移行計画(前項の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定移行計画」という。)に従つて新医療法人への移行に向けた取組を行つていないと認めるとき、その他厚生労働省令で定めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 厚生労働大臣は、認定医療法人が認定移行計画に記載された前条第二項第四号の移行の期限までに新医療法人にならなかつたときは、その認定を取り消すものとする。

4 前二項の規定により認定を取り消された経過措置医療法人は、更に前条第一項の認定を受けることができない。

5 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(提出期限の特例)

第十条の五 認定医療法人については、医療法第五十二条第一項中「三月以内」とあるのは、「六月以内」とする。

(認定の失効)

第十条の六 認定医療法人が新医療法人になつたときは、当該認定医療法人が受けた附則第十条の三第一項の認定(附則第十条の四第一項の認定を含む。)は、その効力を失う。

(援助)

第十条の七 政府は、認定医療法人に対し、認定移行計画の達成の

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(報告)

第十条の八 認定医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、認定移行計画の実施状況について厚生労働大臣に報告しなければならない。

(権限の委任)

第十条の九 附則第十条の三及び第十条の四並びに前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(新設)

(新設)

○ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）（抄）（第二十四条関係）
 【公布日施行】

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一～三 （略）</p>
<p>現 行</p>	<p>附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一～三 （略）</p>

○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）（附則第四十二条関係）

【平成二十八年四月一日までの間に政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（訪問看護療養費）</p> <p>第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等又は介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。</p> <p>2～13（略）</p> <p>（被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合）</p> <p>第九十八条 被保険者が資格を喪失し、かつ、日雇特例被保険者又はその被扶養者となった場合において、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、療養費に係る療養若しくは訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項</p>	<p>（訪問看護療養費）</p> <p>第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等又は介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。</p> <p>2～13（略）</p> <p>（被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合）</p> <p>第九十八条 被保険者が資格を喪失し、かつ、日雇特例被保険者又はその被扶養者となった場合において、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、療養費に係る療養若しくは訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項</p>

に規定する指定居宅サービスをいう。第二百二十九条第二項第二号において同じ。)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。同号及び第三百三十五条第一項において同じ。)、若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス(同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。同号において同じ。)、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス(同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。同号及び第三百三十五条第一項において同じ。)、若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。同号において同じ。)、特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第八十六条第二項に規定する施設サービスをいう。同号及び第三百三十五条第一項において同じ。)、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。同号において同じ。)、若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。同号及び第三百三十五条第一項において同じ。)、若しくはこれに相当するサービスのうち、療養に相当するものを受けているときは、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき、当該保険者から療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる。

2
2
4 (略)

に規定する指定居宅サービスをいう。第二百二十九条第二項第二号において同じ。)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。同号及び第三百三十五条第一項において同じ。)、若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス(同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。同号において同じ。)、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス(同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。同号及び第三百三十五条第一項において同じ。)、若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。同号において同じ。)、特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第八十六条第二項に規定する施設サービスをいう。同号及び第三百三十五条第一項において同じ。)、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。同号において同じ。)、若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。同号及び第三百三十五条第一項において同じ。)、若しくはこれに相当するサービスのうち、療養に相当するものを受けているときは、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき、当該保険者から療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる。

2
2
4 (略)

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（附則第四十三条関係）

【平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（被保険者が資格を喪失した場合）</p> <p>第八十二条 被保険者がその資格を喪失した際に家族療養費に係る療養若しくは家族訪問看護療養費に係る療養若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定によるこれらに相当する給付に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスという。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。）、若しくはこれらに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。）、若しくはこれらに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八十二条第六項に規定する施設サービスをいう。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、若しくは特例介護予防サービスに係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。）、若しくはこれらに相当するサービスのうち、療養に相当するものを受ける被扶養者が引き続き当該疾病又は負傷及びこれ</p>	<p>（被保険者が資格を喪失した場合）</p> <p>第八十二条 被保険者がその資格を喪失した際に家族療養費に係る療養若しくは家族訪問看護療養費に係る療養若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定によるこれらに相当する給付に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスという。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。）、若しくはこれらに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。）、若しくはこれらに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八十二条第五項に規定する施設サービスをいう。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、若しくは特例介護予防サービスに係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。）、若しくはこれらに相当するサービスのうち、療養に相当するものを受ける被扶養者が引き続き当該疾病又は負傷及びこれ</p>

2・3 (略)
により発した疾病につき療養又は移送を受けたときは、被保険者であつた者に対し、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2・3 (略)
により発した疾病につき療養又は移送を受けたときは、被保険者であつた者に対し、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

【平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）</p> <p>第五十九条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）の特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）<u>、地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）<u>、特例地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）<u>、施設介護サービス費（同法</u></u></u></p>	<p>（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）</p> <p>第五十九条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）の特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）<u>、地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）<u>、特例地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）<u>、施設介護サービス費（同法</u></u></u></p>

の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八條第二十六項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八條第二十六項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2
2
4
(略)

の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八條第二十五項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八條第二十六項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2
2
4
(略)

【平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）</p> <p>第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、特例地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八條第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該</p>	<p>（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）</p> <p>第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八條第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、特例地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八條第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該</p>

給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十六項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2
4 (略)

給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十五項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2
4 (略)

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第四十四条関係）
 【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	法律	(略)	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）
		事務	(略)	一 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第五項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第四項並びに第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条の二）において準用する場合を含む。）、第五十五条の四、第五十五条の五、第六十一条
現 行	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	法律	(略)	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）
		事務	(略)	一 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第五項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第四項並びに第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十四条の二第四項及び第五十五条の二）において準用する場合を含む。）、第五十五条の四、第五十五条の五、第六十一条、第六十二条

、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条の規定により処理することとされている事務

二 都道府県が第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第二項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三

第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条の規定により処理することとされている事務

二 都道府県が第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第二項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項及び第五十五条第二

	<p>四条第一項（第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、「第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十五条の三、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十八条、第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務</p>
<p>（略） 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）</p>	<p>（略）</p>
<p>（削除）</p>	<p>（削除）</p>
<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）</p>	<p>（略）</p>
<p>（削除）</p>	<p>（削除）</p>

	<p>項において準用する場合を含む。）、「第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十五条の三、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十八条、第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務</p>
<p>（略） 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）</p>	<p>（略）</p>
<p>歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）</p>	<p>第十二条第二項の規定により都道府県が処理することとされる事務</p>
<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）</p>	<p>（略）</p>
<p>歯科技工法の一部を改</p>	<p>附則第二条第一項の規定により都道府</p>

高齢者の医療の確保に 関する法律（昭和五十 七年法律第八十号）	(略)	正する法律（昭和五十 七年法律第一号） 高齢者の医療の確保に 関する法律（昭和五十 七年法律第八十号）	(略)	県が処理することとされている事務
---------------------------------------	-----	---	-----	------------------

○ 地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）（抄）（附則第四十五条関係）
 【平成二十六年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置） 第五条（略）</p> <p>② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合において は、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携 を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第三十条の</u> <u>四第二項第十号</u>に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第 百二十三号）<u>第一百八条第二項</u>に規定する区域を参酌して、保健 所の所管区域を設定しなければならない。</p>	<p>（設置） 第五条（略）</p> <p>② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合において は、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携 を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第三十条の</u> <u>四第二項第九号</u>に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第 百二十三号）<u>第一百八条第二項</u>に規定する区域を参酌して、保健 所の所管区域を設定しなければならない。</p>

○ 地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）（抄）（附則第四十六条関係）
 【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置） 第五条（略）</p> <p>② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合において は、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携 を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第三十条の</u> <u>四第二項第十二号</u>に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律 第二百二十三号）<u>第一百八条第二項</u>に規定する区域を参酌して、保 健所の所管区域を設定しなければならない。</p>	<p>（設置） 第五条（略）</p> <p>② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合において は、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携 を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第三十条の</u> <u>四第二項第十号</u>に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第 百二十三号）<u>第一百八条第二項</u>に規定する区域を参酌して、保健 所の所管区域を設定しなければならない。</p>

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）（附則第四十七条関係）
 【公布日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならぬ事務であつて、国と地方公共団体相互の利害がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一～三十 （略）</p> <p>三十一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならぬ事務であつて、国と地方公共団体相互の利害がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一～三十 （略）</p> <p>（新設）</p>

○ 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）（抄）（附則第四十八条関係）
 【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十七条 医学に関する大学又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による地域医療支援病院、特定機能病院若しくは臨床研究中核病院の長は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を標本として保存することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第十七条 医学に関する大学又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による地域医療支援病院若しくは特定機能病院の長は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を標本として保存することができる。</p> <p>2 （略）</p>

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）（附則第四十九条関係）

【平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三十三条の五 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、医療保護入院者又はその家族等から求めがあつた場合その他医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する特定相談支援事業（第四十九条第一項において「特定相談支援事業」という。）を行う者、介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者その他の地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができるものと認められる者として厚生労働省令で定めるもの（次条において「地域援助事業者」という。）を紹介するよう努めなければならない。</p>	<p>第三十三条の五 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、医療保護入院者又はその家族等から求めがあつた場合その他医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する特定相談支援事業（第四十九条第一項において「特定相談支援事業」という。）を行う者、介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業を行う者その他の地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができるものと認められる者として厚生労働省令で定めるもの（次条において「地域援助事業者」という。）を紹介するよう努めなければならない。</p>

○ 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）（抄）（附則第五十条関係）
 【平成二十七年四月一日・平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（無償貸付） 第二条（略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 地方公共団体において、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による通所介護若しくは短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費の支給に係る者に対する居宅サービス、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者に対する短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者に対する介護予防サービス、介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者に対する地域密着型介護予防サービス又は同法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業であつて老人福祉</p>	<p>（無償貸付） 第二条（略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 地方公共団体において、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による通所介護若しくは短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費の支給に係る者に対する居宅サービス、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者に対する地域密着型サービス、介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者に対する介護予防サービス又は介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者に対する地域密着型介護予防サービスその他これに類するものとして政令で定めるものの用</p>

法第二十条の二の二に規定する厚生労働省令で定めるものその他これに類するものとして政令で定めるもの用の用

3

五・六 (略)
ハ (略)

(略)

3

五・六 (略)
ハ (略)

(略)

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第五十二条関係）
 【平成二十七年四月一日・平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項 （略）	課税標準 税率	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項 （略）	課税標準 税率
三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明 （注） 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなったことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。	三十二 （同上） （注） （同上）	(一) (八) (略) (九) 法令の規定により国の行政機関に備える名簿にする次に掲げる登	(一) (八) (同上) (九) (同上)

	登録件数	登録費用 千円		登録件数	登録費用 千円
イ 録 次に掲げる者の新規登録					
(1) 医師又は歯科医師の登録	一件につき	六万円			
(2) 薬剤師の登録	一件につき	三万円			
(3) 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士の登録	一件につき	九千円			
ロ イ(1)から(3)までに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	一件につき	千円			
(ハ) 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)による歯科衛生士名簿にする登録	一件につき	九千円			
イ 歯科衛生士法第六条第一項(登録)の歯科衛生士の登録	一件につき	千円			
ロ 登録事項の変更の登録					
十の二 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)による歯科技工士名簿にする登録					
イ 歯科技工士法第六条第一項(登録)の歯科技工士の登録	一件につき	九千円			
ロ 登録事項の変更の登録	一件につき	千円			
(新設)					
イ (同上)	(同上)	(同上)			
ロ (同上)	(同上)	(同上)			
(ハ) (同上)	(同上)	(同上)			
ロ (同上)	(同上)	(同上)			
(3) 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士の登録	(同上)	(同上)			
(2) (同上)	(同上)	(同上)			
イ (同上)	(同上)	(同上)			

(略)	十一(三十五)	(略)
-----	---------	-----

別表第三 非課税の登記等の表(第四条関係)		
名称	根拠法	非課税の登記等
二十四 農業協 同組合 及び農 業協同 組合連 合会	農業協 同組合 法	一 農業倉庫業法(大正六年法 律第十五号)第一条(農業倉 庫業者)に規定する農業倉庫 業者若しくは同法第十九条第 一項(連合農業倉庫業者)に 規定する連合農業倉庫業者で ある農業協同組合若しくは農 業協同組合連合会の農業倉庫 若しくは連合農業倉庫の所有 権の取得登記又はこれらの倉 庫の敷地の用に供する土地の 権利の取得登記
(略)	(略)	(略)
		備考
		第三欄の第 一号又は第 二号の登記 に該当する ものである ことを証す る財務省令 で定める書 類の添付が あるものに 限る。

(略)	十一(三十五)	(略)
-----	---------	-----

別表第三 非課税の登記等の表(第四条関係)		
名称	根拠法	非課税の登記等
二十四 農業協 同組合 及び農 業協同 組合連 合会	農業協 同組合 法	一 農業倉庫業法(大正六年法 律第十五号)第一条(農業倉 庫業者)に規定する農業倉庫 業者若しくは同法第十九条第 一項(連合農業倉庫業者)に 規定する連合農業倉庫業者で ある農業協同組合若しくは農 業協同組合連合会の農業倉庫 若しくは連合農業倉庫の所有 権の取得登記又はこれらの倉 庫の敷地の用に供する土地の 権利の取得登記
(略)	(略)	(略)
		備考
		第三欄の第 一号又は第 二号の登記 に該当する ものである ことを証す る財務省令 で定める書 類の添付が あるものに 限る。

ホームの用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

ホームの用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

○ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）（附則第五十三条関係）
 【平成二十六年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（介輔^ほ） 第百条（略） 255（略）</p> <p>6 介輔^ほが病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数人のためその業務を行う場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法の診療所に関する規定（第三条第一項、第六条の三及び第六条の四の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）」とあり、同条第二項中「臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師」とあり、同法第八条中「臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師」とあり、同法第十条中「臨床研修等修了医師」とあり、同法第六条の五第一項第六号、第十二条第二項、第十五条第一項及び第七十二条第一項中「医師、歯科医師」とあり、同法第十四条の二第一項第二号及び第三号中「医師又は歯科医師」とあるのは、それぞ</p>	<p>（介輔^ほ） 第百条（略） 255（略）</p> <p>6 介輔^ほが病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数人のためその業務を行う場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法の診療所に関する規定（第三条第一項、第六条の三及び第六条の四の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）」とあり、同条第二項中「臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師」とあり、同法第八条中「臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師」とあり、同法第十条中「臨床研修等修了医師」とあり、同法第六条の五第一項第六号及び第七号、第十二条第二項、第十五条第一項並びに第七十二条第一項中「医師、歯科医師」とあり、同法第十四条の二第一項第二号及び第三号中「医師又は歯科医師」とある</p>

7
～
10
(略)
れ「介輔^ほ」とする。

7
～
10
(略)
のは、それぞれ「介輔^ほ」とする。

○ 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（抄）（附則第五十四条関係）
 【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲） 第十九条（略）</p> <p>2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>四の二 指定訪問看護事業 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第三項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。</p> <p>五（略） 3～5（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十九条（略）</p> <p>2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>四の二 指定訪問看護事業 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。</p> <p>五（略） 3～5（略）</p>

○ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（抄）（附則第五十四条関係）
 【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲） 第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二 （略） 三 指定訪問看護事業（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第三項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。）を行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けること。 四〇十四 （略） 二〇七 （略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二 （略） 三 指定訪問看護事業（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。）を行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けること。 四〇十四 （略） 二〇七 （略）</p>

○ 地価税法（平成三年法律第六十九号）（抄）（附則第五十五条関係）
 【平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第六条関係） 一～四（略） 五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項（病院等）に規定する病院、同条第二項に規定する診療所、同法第二条第一項（助産所）に規定する助産所、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項（定義）に規定する介護老人保健施設その他医療に関する施設として政令で定めるものの用に供されている土地等及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十二項（定義）に規定する薬局の用に供されている土地等のうち調剤の業務を行う場所に係るもの 六～二十四（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係） 一～四（略） 五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項（病院等）に規定する病院、同条第二項に規定する診療所、同法第二条第一項（助産所）に規定する助産所、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項（定義）に規定する介護老人保健施設その他医療に関する施設として政令で定めるものの用に供されている土地等及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十二項（定義）に規定する薬局の用に供されている土地等のうち調剤の業務を行う場所に係るもの 六～二十四（略）</p>

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）（抄）（附則第五十五条関係）

【平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十号）第七条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の施設及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条第一項又は第二項の事業（政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。）の用に供していた施設であつて厚生労働大臣が定めるもの並びに附則第四条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた施設である病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。第十三条第一項第一号において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。第十三条第一項第二号において同じ。）等の施設の運営等の業務を行うことにより、医療法第三十条の四第二項第五号イからホまでに掲げる医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十号）第七条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の施設及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条第一項又は第二項の事業（政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。）の用に供していた施設であつて厚生労働大臣が定めるもの並びに附則第四条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた施設である病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。第十三条第一項第一号において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。第十三条第一項第二号において同じ。）等の施設の運営等の業務を行うことにより、医療法第三十条の四第二項第五号イからホまでに掲げる医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）（附則第五十五条関係）
 【平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（社会福祉施設等の災害復旧に関する補助） 第四十八条（略）</p> <p>2 国は、都道府県が、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県が二分の一を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）を補助する。</p> <p>3 3 6（略）</p>	<p>（社会福祉施設等の災害復旧に関する補助） 第四十八条（略）</p> <p>2 国は、都道府県が、介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県が二分の一を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）を補助する。</p> <p>3 3 6（略）</p>

○ 介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）（抄）（附則第五十六条関係）
 【平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置） 第十三条 施行日において第七条の規定により介護保険法第四十八条第一項第一号の指定があつたものとみなされた特別養護老人ホームに入所している旧老福法第十一条第一項第二号の措置に係る者（以下この条において「旧措置入所者」という。）は、施行日以後引き続き当該特別養護老人ホーム（介護保険法第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により当該指定を取り消されたものを除く。以下この条において「特定介護老人福祉施設」という。）に入所している間（当該特定介護老人福祉施設に継続して一以上の他の介護保険法第八条第二十五項に規定する介護保険施設（以下この条において単に「介護保険施設」という。）に入所することにより当該一以上の他の介護保険施設のそれぞれのある場所）に順次住所を有するに至つた旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の介護保険施設に継続して入所している間を含む。）は、介護保険法第九条及び第十三条の規定にかかわらず、当該措置をとつた市町村が行う介護保険の被保険者とする。</p> <p>2 〵 8 (略)</p>	<p>（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置） 第十三条 施行日において第七条の規定により介護保険法第四十八条第一項第一号の指定があつたものとみなされた特別養護老人ホームに入所している旧老福法第十一条第一項第二号の措置に係る者（以下この条において「旧措置入所者」という。）は、施行日以後引き続き当該特別養護老人ホーム（介護保険法第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により当該指定を取り消されたものを除く。以下この条において「特定介護老人福祉施設」という。）に入所している間（当該特定介護老人福祉施設に継続して一以上の他の介護保険法第八条第二十四項に規定する介護保険施設（以下この条において単に「介護保険施設」という。）に入所することにより当該一以上の他の介護保険施設のそれぞれのある場所）に順次住所を有するに至つた旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の介護保険施設に継続して入所している間を含む。）は、介護保険法第九条及び第十三条の規定にかかわらず、当該措置をとつた市町村が行う介護保険の被保険者とする。</p> <p>2 〵 8 (略)</p>

○ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（抄）（附則第五十七条関係）
 【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（医療法等の特例）</p> <p>第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における医療の需要の動向その他の事情からみて、医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号））の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）をいう。</p> <p>第八項において同じ。）による療養の給付並びに被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養に該当しないものであって、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断その他の厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療（以下この条において「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件の全てに適合すると認めるときは、都道府県知事（</p>	<p>（医療法等の特例）</p> <p>第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における医療の需要の動向その他の事情からみて、医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号））の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）をいう。</p> <p>第八項において同じ。）による療養の給付並びに被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養に該当しないものであって、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断その他の厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療（以下この条において「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件の全てに適合すると認めるときは、都道府県知事（</p>

診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）は、同条第六項の規定にかかわらず、同条第一項の許可を与えるものとする。

2
8 (略)

診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）は、同条第五項の規定にかかわらず、同条第一項の許可を与えるものとする。

2
8 (略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）（附則第五十八条関係）
 【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令による給付等との調整） 第七条 自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による介護給付、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付又は事業であつて政令で定めるものうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付又は事業以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。</p>	<p>（他の法令による給付との調整） 第七条 自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による介護給付、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるものうち自立支援給付に相当するものを受け、ことができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。</p>

○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）（抄）（附則第五十九条関係）
 【平成二十七年四月一日・平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義等） 第二条（略） 2～4（略）</p> <p>5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）<u>第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、</u>同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介</p>	<p>（定義等） 第二条（略） 2～4（略）</p> <p>5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）<u>第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、</u>同条第二十六項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介</p>

6

（略）
護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6

（略）
護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

○ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）（抄）（附則第六十一条関係）
 【公布日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十二条 平成二十四年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間においては、第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」という。）</p> <p>（第二条第二項中「介護（喀痰吸引その他の者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）」とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」と、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項中「介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。）」とあるのは「介護の業務に従事する者」と、「同条第一項」とあるのは「次条第一項」と、「喀痰吸引等の」とあるのは「喀痰吸引その他の身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。附則第八条第一項第一号及び第二号において「喀痰吸引等」という。）の」とする。</p> <p>2 新社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の二第一項及び第四十八条の三第一項の規定は、平成二十八年三月三十一日までは、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十二条 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては、第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」という。）</p> <p>（第二条第二項中「介護（喀痰吸引その他の者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）」とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」と、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項中「介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。）」とあるのは「介護の業務に従事する者」と、「同条第一項」とあるのは「次条第一項」と、「喀痰吸引等の」とあるのは「喀痰吸引その他の身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。附則第八条第一項第一号及び第二号において「喀痰吸引等」という。）の」とする。</p> <p>2 新社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の二第一項及び第四十八条の三第一項の規定は、平成二十七年三月三十一日までは、適用しない。</p>

第十三条 平成二十八年四月一日に介護福祉士の登録を受けている者及び同日に介護福祉士となる資格を有する者であつて同日以後に介護福祉士の登録を受けたもの（以下この条において「特定登録者」という。）については、新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項、第三条（第三号に係る部分に限る。）及び第四十八条の二第一項の規定は適用せず、第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項及び第三条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

2 特定登録者は、平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十一日までの間に申請をした場合には、前項の規定にかかわらず、新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項、第三条（第三号に係る部分に限る。）及び第四十八条の二第一項の規定を適用する。

3 3（略）

第十四条（略）

2（略）

3 前項の規定により新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者に対する新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十四年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間は、同項中「医師の指示の下に、」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等」という。）のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じ

第十三条 平成二十七年四月一日に介護福祉士の登録を受けている者及び同日に介護福祉士となる資格を有する者であつて同日以後に介護福祉士の登録を受けたもの（以下この条において「特定登録者」という。）については、新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項、第三条（第三号に係る部分に限る。）及び第四十八条の二第一項の規定は適用せず、第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項及び第三条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

2 特定登録者は、平成二十七年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に申請をした場合には、前項の規定にかかわらず、新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項、第三条（第三号に係る部分に限る。）及び第四十八条の二第一項の規定を適用する。

3 3（略）

第十四条（略）

2（略）

3 前項の規定により新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者に対する新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間は、同項中「医師の指示の下に、」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等」という。）のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じ

て」とあるのは「喀痰吸引等」という。）のうち」とし、同年四月一日以後は、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十條第一項中「医師の指示の下に、」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四條第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは「喀痰吸引等のうち」とする。

4・5 (略)

て」とあるのは「喀痰吸引等」という。）のうち」とし、同年四月一日以後は、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十條第一項中「医師の指示の下に、」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四條第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは「喀痰吸引等のうち」とする。

4・5 (略)

○ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）
 （抄）（附則第六十二条関係）
 【公布日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正） 第二十七条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。 附則第十三条の七を附則第十三条の十一とし、附則第十三条の六を附則第十三条の十とし、附則第十三条の五の六を附則第十三条の九の二とし、附則第十三条の五の次に次の見出し及び四 条を加える。 （平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る前 期高齢者交付金の額の算定の特例） 第十三条の六、第十三条の九 （略） （介護保険法の一部改正） 第二十八条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次 のように改正する。 （略） 附則第十一条を附則第十三条とし、附則第十条の次に次の見出 し及び二条を加える。 （被用者保険等保険者に係る納付金の額の算定の特例） 第十一条 （略） 2 前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額は、 当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介</p>	<p>（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正） 第二十七条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。 附則第十三条の七を附則第十三条の十一とし、附則第十三条の六を附則第十三条の十とし、附則第十三条の五の次に次の見 出し及び四条を加える。 （平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る前 期高齢者交付金の額の算定の特例） 第十三条の六、第十三条の九 （略） （介護保険法の一部改正） 第二十八条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次 のように改正する。 （略） 附則に次の二条を加える。 （被用者保険等保険者に係る納付金の額の算定の特例） 第十一条 （略） 2 前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額は、 当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介</p>

「護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額とする。」

3・4 (略)

第十二条 (略)

2 前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額とする。

3 (略)

附則

第五十二条の五 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第号）附則第十四条第一項の場合にあつては、第五号施行日から同項に規定する当該特定市町村の同項の条例で定める日までの間は、当該特定市町村が行う介護保険法の規定による地域支援事業については、改正後介護保険法附則第十一条第二項及び第十二条第二項中「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」とあるのは、「介護予防等事業医療保険納付対象額」とす

「護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額とする。」

3・4 (略)

第十二条 (略)

2 前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額とする。

3 (略)

附則

(新設)

る。

(国民健康保険法の一部改正)

第五十九条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「附則第十三条の五の六」を「附則第十三条の九の二」に改める。

附則第二十一条の三第三項中「及び平成二十八年度の各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

4 (略)

(国民健康保険法の一部改正)

第五十九条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

附則第二十一条の三第三項中「及び平成二十八年度の各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

4 (略)

○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（抄）（附則第六十三条関係）
 【公布日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方財政法の一部改正） 第十条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。 第十条第十四号中「保育所」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同条に次の一号を加える。 三十二 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）</p>	<p>（地方財政法の一部改正） 第十条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。 第十条第十四号中「保育所」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同条に次の一号を加える。 三十一 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）</p>

○ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二二号）（抄）（附則第六十四条関係）
 【公布日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
附則	<p>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p> <p>第二十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第二の二十六の項及び八十七の項中「若しくは特定障害者」を「特定障害者」に改め、「による特別障害給付金」の下に「若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金」を加え、同表中百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六の項の次に次のように加える。</p>	<p>附則</p> <p>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p> <p>第二十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第二の二十六の項及び八十七の項中「若しくは特定障害者」を「特定障害者」に改め、「による特別障害給付金」の下に「若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金」を加え、同表中百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六の項の次に次のように加える。</p>	
<p>百十七 厚 生労働大臣</p> <p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給にあつて主務省</p>	<p>市町村長</p> <p>地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>百十七 厚 生労働大臣</p> <p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給にあつて主務省</p>	<p>市町村長</p> <p>地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

の 令で定めるも

の 令で定めるも

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

（附則第六十五条関係）

【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一（第九条関係）</p> <p>（略）</p> <p>六十八 市町村長</p> <p>（略）</p>		<p>別表第一（第九条関係）</p> <p>（略）</p> <p>六十八 市町村長</p> <p>（略）</p>	
<p>（略）</p> <p>（略）</p>		<p>（略）</p> <p>（略）</p>	
<p>別表第二（第十九条、第二十一条関係）</p> <p>情報照会者</p> <p>一 厚生労働大臣</p> <p>健康保険法第五项第二项の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>事務</p> <p>市町村長</p> <p>（略）</p> <p>情報提供者</p> <p>（略）</p> <p>特定個人情報</p> <p>（略）</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規</p>		<p>別表第二（第十九条、第二十一条関係）</p> <p>情報照会者</p> <p>一 厚生労働大臣</p> <p>健康保険法第五项第二项の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>事務</p> <p>市町村長</p> <p>（略）</p> <p>情報提供者</p> <p>（略）</p> <p>特定個人情報</p> <p>（略）</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規</p>	

四 厚生労	三 健康保 険組合	二 全国健 康保険協 会	健康保険法に よる保険給付 の支給に關す る事務であつ て主務省令で 定めるもの	健康保険法に よる保険給付 の支給に關す る事務であつ て主務省令で 定めるもの	市町村長 (略)	市町村長 (略)	定する事項（以下「 住民票関係情報」と いう。）又は介護保 険法による保険給付 の支給、地域支援事 業の実施若しくは保 険料の徴収に關する 情報（以下「介護保 険給付等関係情報」 という。）であつて 主務省令で定めるも の
船員保険法第	健康保険法に よる保険給付 の支給に關す る事務であつ て主務省令で 定めるもの	健康保険法に よる保険給付 の支給に關す る事務であつ て主務省令で 定めるもの	市町村長 (略)	市町村長 (略)	市町村長 (略)	市町村長 (略)	定する事項（以下「 住民票関係情報」と いう。）又は介護保 険法による保険給付 の支給、地域支援事 業の実施若しくは保 険料の徴収に關する 情報（以下「介護保 険給付等関係情報」 という。）であつて 主務省令で定めるも の
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

四 厚生労	三 健康保 険組合	二 全国健 康保険協 会	健康保険法に よる保険給付 の支給に關す る事務であつ て主務省令で 定めるもの	健康保険法に よる保険給付 の支給に關す る事務であつ て主務省令で 定めるもの	市町村長 (略)	市町村長 (略)	定する事項（以下「 住民票関係情報」と いう。）又は介護保 険法による保険給付 の支給若しくは保 険料の徴収に關する情 報（以下「介護保 険給付等関係情報」 という。）であつて主務 省令で定めるもの
船員保険法第	健康保険法に よる保険給付 の支給に關す る事務であつ て主務省令で 定めるもの	健康保険法に よる保険給付 の支給に關す る事務であつ て主務省令で 定めるもの	市町村長 (略)	市町村長 (略)	市町村長 (略)	市町村長 (略)	定する事項（以下「 住民票関係情報」と いう。）又は介護保 険法による保険給付 の支給若しくは保 険料の徴収に關する情 報（以下「介護保 険給付等関係情報」 という。）であつて主務 省令で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

働大臣	四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	六 全国健康保険協会	(略)	市町村長	(略)
	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四條の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

働大臣	四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	六 全国健康保険協会	(略)	市町村長	(略)
	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四條の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

<p>三十 社会 福祉協議 会</p>	<p>(略)</p>	<p>二十六 都 道府県知 事等</p>	<p>社会福祉法に よる生計困難 者に対して無 利子又は低利 で資金を融通</p>	<p>(略)</p>	<p>生活保護法に よる保護の決 定及び実施に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の</p>	<p>市町村長</p>	<p>(略)</p>	<p>市町村長</p>	<p>住民票関係情報、児 童手当関係情報又は 介護保険給付等関係 情報であつて主務省</p>	<p>(略)</p>	<p>地方税関係情報、母 子保健法による養育 医療の給付若しくは 養育医療に要する費 用の支給に関する情 報、児童手当法によ る児童手当若しくは 特例給付の支給に関 する情報（以下「児 童手当関係情報」と いう。）、介護保険 給付等関係情報又は 障害者の日常生活及 び社会生活を総合的 に支援するための法 律による自立支援給 付の支給に関する情 報であつて主務省令 で定めるもの</p>
<p>三十 社会 福祉協議 会</p>	<p>(略)</p>	<p>二十六 都 道府県知 事等</p>	<p>社会福祉法に よる生計困難 者に対して無 利子又は低利 で資金を融通</p>	<p>(略)</p>	<p>生活保護法に よる保護の決 定及び実施に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の</p>	<p>市町村長</p>	<p>(略)</p>	<p>市町村長</p>	<p>住民票関係情報、児 童手当関係情報又は 介護保険給付関係情 報であつて主務省令</p>	<p>(略)</p>	<p>地方税関係情報、母 子保健法による養育 医療の給付若しくは 養育医療に要する費 用の支給に関する情 報、児童手当法によ る児童手当若しくは 特例給付の支給に関 する情報（以下「児 童手当関係情報」と いう。）、介護保険 給付関係情報又は障 害者の日常生活及び 社会生活を総合的に 支援するための法律 による自立支援給付 の支給に関する情報 であつて主務省令で 定めるもの</p>

六十一市 町村長	(略)	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	五十八地 方公務員 共済組合	(略)	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	五十六の二 市町村長	(略)	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの	務省令で定めるもの	(略)	(略)	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
-------------	-----	-----------------------------------	----------------------	-----	---	------	-----	--	---------------	-----	--	-----------	-----	-----	---

六十一市 町村長	(略)	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	五十八地 方公務員 共済組合	(略)	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	五十六の二 市町村長	(略)	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの	務省令で定めるもの	(略)	(略)	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
-------------	-----	-----------------------------------	----------------------	-----	---	------	-----	--	---------------	-----	--	-----------	-----	-----	---

六十二市 町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	市町村長	(略)	(略)
(略) 八十後期 高齢者医 療広域連 合	(略) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	市町村長	(略)	(略)
八十七都 道府県知 事等	(略) 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	市町村長	(略)	(略)
六十二市 町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	市町村長	(略)	(略)
(略) 八十後期 高齢者医 療広域連 合	(略) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	市町村長	(略)	(略)
八十七都 道府県知 事等	(略) 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	市町村長	(略)	(略)
六十二市 町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	市町村長	(略)	(略)
(略) 八十後期 高齢者医 療広域連 合	(略) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	市町村長	(略)	(略)
八十七都 道府県知 事等	(略) 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	市町村長	(略)	(略)

	九十三市 町村長	(略)	九十 都道府県知事 又は広島市長若しくは長崎市長	(略)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に あつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	(略)	の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	
		(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	
		(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	

	九十三市 町村長	(略)	九十 都道府県知事 又は広島市長若しくは長崎市長	(略)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に あつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	(略)	の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	
		(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	
		(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)	九十四 市 町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域の支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構または共済組合等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)	九十四 市 町村長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構または共済組合等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
 (平成二十五年法律第二十八号) (抄) (附則第六十六条関係)
 【平成二十七年四月一日施行】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行								
<p>(住民基本台帳法の一部改正) 第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。 (略) 別表第二の五の項中「(平成六年法律第十七号)」を削り、「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次に加える。</p> <table border="1" data-bbox="414 257 758 1086"> <tr> <td data-bbox="414 257 454 571">(略)</td> <td data-bbox="414 571 454 1086">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 257 758 571">五の二十四 市町村長</td> <td data-bbox="454 571 758 1086">介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給、同法第一百五十九条の四十五第一項の地域支援事業の実施又は同法第二百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>別表第四の四の項中「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に</p>	(略)	(略)	五の二十四 市町村長	介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給、同法第一百五十九条の四十五第一項の地域支援事業の実施又は同法第二百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	<p>(住民基本台帳法の一部改正) 第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。 (略) 別表第二の五の項中「(平成六年法律第十七号)」を削り、「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次に加える。</p> <table border="1" data-bbox="414 1198 758 2027"> <tr> <td data-bbox="414 1198 454 1512">(略)</td> <td data-bbox="414 1512 454 2027">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1198 758 1512">五の二十四 市町村長</td> <td data-bbox="454 1512 758 2027">介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給又は同法第二百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>別表第四の四の項中「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に</p>	(略)	(略)	五の二十四 市町村長	介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給又は同法第二百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)								
五の二十四 市町村長	介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給、同法第一百五十九条の四十五第一項の地域支援事業の実施又は同法第二百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの								
(略)	(略)								
五の二十四 市町村長	介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給又は同法第二百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの								

次のように加える。

(略)	(略)
四の二十四 市町村長	(略)
(略)	介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給、同法第一百五條の四十五第一項の地域支援事業の実施又は同法第二百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

次のように加える。

(略)	(略)
四の二十四 市町村長	(略)
(略)	介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給又は同法第二百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

○ 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）（抄）（附則第六十七条関係）
 【公布日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（消費生活用製品安全法等の一部改正）</p> <p>第八十二条 次に掲げる法律の規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び同条第四項に規定する医療機器」を、「同条第四項に規定する医療機器及び同条第九項に規定する再生医療等製品」に改める。</p> <p>一 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）別表第八号</p> <p>二 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十二号）別表第二号</p> <p>三 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第五十五条第五号</p> <p>四 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）第二条第十二号</p>	<p>附 則</p> <p>（消費生活用製品安全法等の一部改正）</p> <p>第八十二条 次に掲げる法律の規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び同条第四項に規定する医療機器」を、「同条第四項に規定する医療機器及び同条第九項に規定する再生医療等製品」に改める。</p> <p>一 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）別表第八号</p> <p>二 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十二号）別表第二号</p> <p>三 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第五十五条第五号</p> <p>（新設）</p>

○ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）（抄）（附則第六十八条関係）
 【公布日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（地方財政法の一部改正）</p> <p>第五条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条に次の一号を加える。</p> <p>三十三 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費</p> <p>（地方財政法の一部改正に伴う調整規定）</p> <p>第六条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、前条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十三、生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とあるのは、「三十二、生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とする。</p> <p>2 前項の場合において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第</p>	<p>附 則</p> <p>（地方財政法の一部改正）</p> <p>第五条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条に次の一号を加える。</p> <p>三十二 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費</p> <p>（地方財政法の一部改正に伴う調整規定）</p> <p>第六条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、前条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十二、生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とあるのは、「三十一、生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とする。</p> <p>2 前項の場合において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第</p>

十条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十二」子どものため
の教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育
・保育施設に係るものを除く。）とあるのは、「三十三」子ども
のための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置す
る教育・保育施設に係るものを除く。）とする。

十条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十一」子どものため
の教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育
・保育施設に係るものを除く。）とあるのは、「三十二」子ども
のための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置す
る教育・保育施設に係るものを除く。）とする。

改 正 案	現 行
<p>（医療法の特例） 第十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域高度医療提供事業（国家戦略特別区域において、世界最高水準の高度の医療であつて、国内においてその普及が十分でないものを提供する事業をいう。以下この条及び別表の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第十三項の規定により当該都道府県の同条第一項に規定する医療計画が公示された後に、当該国家戦略特別区域高度医療提供事業の実施主体として当該区域計画に定められた者から当該国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、当該申請に係る当該医療計画において定められた同条第二項第十二号に規定する基準病床数に次項の病床数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。</p>	<p>（医療法の特例） 第十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域高度医療提供事業（国家戦略特別区域において、世界最高水準の高度の医療であつて、国内においてその普及が十分でないものを提供する事業をいう。以下この条及び別表の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第十三項の規定により当該都道府県の同条第一項に規定する医療計画が公示された後に、当該国家戦略特別区域高度医療提供事業の実施主体として当該区域計画に定められた者から当該国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、当該申請に係る当該医療計画において定められた同条第二項第十一号に規定する基準病床数に次項の病床数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（医療法の特例） 第十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域高度医療提供事業（国家戦略特別区域において、世界最高水準の高度の医療であつて、国内においてその普及が十分でないものを提供する事業をいう。以下この条及び別表の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第十五項の規定により当該都道府県の同条第一項に規定する医療計画が公示された後に、当該国家戦略特別区域高度医療提供事業の実施主体として当該区域計画に定められた者から当該国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、当該申請に係る当該医療計画において定められた同条第二項第十四号に規定する基準病床数に次項の病床数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。</p>	<p>（医療法の特例） 第十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域高度医療提供事業（国家戦略特別区域において、世界最高水準の高度の医療であつて、国内においてその普及が十分でないものを提供する事業をいう。以下この条及び別表の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第十三項の規定により当該都道府県の同条第一項に規定する医療計画が公示された後に、当該国家戦略特別区域高度医療提供事業の実施主体として当該区域計画に定められた者から当該国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、当該申請に係る当該医療計画において定められた同条第二項第十二号に規定する基準病床数に次項の病床数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。</p>